

原子力損害賠償実施方針

2020年3月31日

東北電力株式会社

損害賠償実施方針の変更の記録

変更番号	変更（作成）年月日	主な変更内容および理由	備考
作成	2020年3月31日	・ 原子力損害の賠償に関する法律の改正（2020年1月1日施行）に伴い、改正法第17条の2に基づき作成	

目次

1.	はじめに	1
2.	原子力事業者の氏名または名称及び住所	1
3.	原子炉の運転等に係わる全ての工場または事業所の名称及び所在地	1
4.	当該工場または事業所で行う全ての原子炉の運転等の種類	1
5.	原子炉の運転等に係る損害賠償措置の種類及び賠償措置額	2
6.	原子力損害の賠償に係る事務の実施方法及び当該事務の迅速かつ適切な実施を 図るための方策	2
	(1) 賠償に係る事務の実施に当たっての基本的な考え方	2
	(2) 被害申出窓口の開設の方針	2
	(3) 被害の申出の受付の方針	2
	(4) 被害額の算定等の交渉と賠償金の支払の方針	2
	(5) 賠償の迅速性及び柔軟性の確保の方針	3
7.	原子力損害の賠償の実施に当たって取得する被害者に関する情報を適正に管理 するために必要な措置	3
8.	原子力損害の賠償の実施に関する国、保険者及びその他関係機関との連絡調整 の迅速かつ適切な実施を図るための方策	3
9.	原子力損害賠償紛争審査会による和解の仲介が行われた場合における紛争の解 決を図るための方策	3
10.	原子力損害賠償紛争審査会による指針が定められた場合における紛争の解決を 図るための方策	4
11.	損害賠償実施方針に関する問合せを受けるための連絡先	4

別表 原子炉の運転等に係る損害賠償措置の内容

1. はじめに

原子力損害の賠償に関する法律（昭和 36 年法律第 147 号）第 17 条の 2 において規定される損害賠償実施方針の作成，公表義務に基づき，原子力損害賠償の手続きを適切かつ迅速に実施することを目的に作成するものである。

2. 原子力事業者の氏名または名称及び住所

東北電力株式会社
宮城県仙台市青葉区本町一丁目 7 番 1 号

3. 原子炉の運転等に係わる全ての工場または事業所の名称及び所在地

- (1) 女川原子力発電所
宮城県牡鹿郡女川町及び石巻市
- (2) 東通原子力発電所
青森県下北郡東通村

4. 当該工場または事業所で行う全ての原子炉の運転等の種類

- (1) 女川原子力発電所
 - ・原子力損害の賠償に関する法律施行令第 2 条第 1 号に定める「熱出力が 1 万キロワットを超える原子炉の運転」
 - ・原子力損害の賠償に関する法律施行令第 2 条第 18 号に定める「核燃料物質等の運搬」
 - ・原子力損害の賠償に関する法律施行令第 2 条第 19 号に定める「核燃料物質等の運搬」
- (2) 東通原子力発電所
 - ・原子力損害の賠償に関する法律施行令第 2 条第 1 号に定める「熱出力が 1 万キロワットを超える原子炉の運転」
 - ・原子力損害の賠償に関する法律施行令第 2 条第 18 号に定める「核燃料物質等の運搬」
 - ・原子力損害の賠償に関する法律施行令第 2 条第 19 号に定める「核燃料物質等の運搬」

5. 原子炉の運転等に係る損害賠償措置の種類及び賠償措置額

別表のとおり。なお、概要は以下のとおり。

運転等の種類		賠償措置額
原子炉の運転（熱出力1万kW超）	①	1,200億円
運搬（汚染されたもの）	⑱	40億円
運搬（使用済燃料，ガラス固化体）	⑲	240億円

（備考）○囲い数字は、「原子力損害の賠償に関する法律施行令」第2条の表の各号の番号を表す。

6. 原子力損害の賠償に係る事務の実施方法及び当該事務の迅速かつ適切な実施を図るための方策

（1）賠償に係る事務の実施に当たっての基本的な考え方

常に被害者の救済と安心の確保を最優先に対応し、被害者の個別のご事情に応じて誠実かつ柔軟な対応を行う。

（2）被害申出窓口の開設の方針

原子力損害が発生した場合、国や自治体等の動向を勘案したうえで、請求者のアクセス等を考慮し、当社事業所等に被害申出窓口を設置する。なお、被害状況に応じて複数個所の設置も検討する。

被害申出窓口の開設と賠償請求の方法について、プレスリリース等を通じて広く周知する他、関係する地方公共団体の関係者へ報告する。

被害申出窓口では、請求者からのご相談に応じて柔軟に対応する。

（3）被害の申出の受付の方針

被害相談窓口では、被害相談のあった請求者に賠償請求の基本的な手続きの説明やお問合せに適切に対応できるよう、すみやかに案内書類等を作成する。

被害者による請求書の記入方法や添付すべき具体的な証拠書類については、被害者間の公平性や手続きの厳格性の維持に配慮しつつ、できる限り軽減するとともに被害者からのご相談に丁寧に対応する。

必要に応じて、関係地方公共団体の協力を得て、避難所に被害申出窓口に関する情報を掲示するなど、被害状況に応じた対応を検討する。

（4）被害額の算定等の交渉と賠償金の支払の方針

賠償交渉においては、原子力損害賠償紛争審査会により策定された原

子力損害の範囲の判定方法、損害額の算定方法等の指針を参考とすることが円滑かつ公平な解決に有効であることから、指針の策定後に交渉を開始することを基本とする。

被害者との協議にあたっては、事実関係や因果関係、被害額の算定等の各争点について、当事者間同士による話し合いの中で合意を積み重ねていくことを基本とし、合意内容を示談書として取り交わし、その後速やかに賠償金を支払う。

なお、賠償請求後に新たな損害が判明した場合も同様に、話し合いを積み重ね合意していく。

(5) 賠償の迅速性及び柔軟性の確保の方針

損害賠償手続きを適切かつ迅速に行うことを目的に、社内対応者の役割、関係者間の連携等の手順を定めた社内規程をあらかじめ定める。

損害発生時には、損害状況に応じた十分な体制を確保するとともに、被害の状況に応じて仮払いの要否や実施方法を検討する。仮払いを実施する場合には、関係者との調整、役割分担について速やかに着手するとともに、損害のうち確定した部分から支払うこと等の柔軟な対応に努める。

7. 原子力損害の賠償の実施に当たって取得する被害者に関する情報を適正に管理するために必要な措置

被害者への案内や賠償までの経過の記録・管理のためのデータベースシステムや台帳を準備し、正確に更新する。

その際の個人情報については、関係法令等に則った取扱いを行い、被害者の申請書類は施錠保管するほか、データベースへのパスワード設定など、情報管理を徹底する。

8. 原子力損害の賠償の実施に関する国、保険者及びその他関係機関との連絡調整の迅速かつ適切な実施を図るための方策

平常時から損害賠償に関する業務の担当箇所を定め、文部科学省および日本原子力保険プール、関係地方公共団体と連絡先を共有する。

9. 原子力損害賠償紛争審査会による和解の仲介が行われた場合における紛争の解決を図るための方策

被害者から原子力損害賠償紛争審査会の下に設置されたADRセンターにおける和解の仲介の申立てがあった場合には、誠実かつ適切に対応する。

また、当該和解仲介手続きにおいて、仲介委員から和解案が提示さ

れた場合には、その内容を尊重しつつ検討するとともに、迅速かつ誠実に対応する。

10. 原子力損害賠償紛争審査会による指針が定められた場合における紛争の解決を図るための方策

原子力損害賠償紛争審査会で策定される「原子力損害の範囲等の判定指針」が策定された後、当該指針を参考としながら、事実関係、因果関係および被害額の算定等の各争点について、迅速かつ適正な合意形成をはかることとする。

また、上記指針に示されていない損害についても、個別具体的な事情に応じて適切に対応する。

11. 損害賠償実施方針に関する問合せを受けるための連絡先

東北電力株式会社

022-225-2111（代）

受付時間 土・日・祝日及び年末年始の期間（12/29~1/3）を除く
9:00-17:00

以上

原子炉の運転等に係る損害賠償措置の内容

原子炉の運転等の行為の種類	損害賠償措置の種類	損害賠償措置の承認の申請書に記載している当該措置によりうめることができる原子力損害の範囲	原子力損害の賠償に充てることができる金額 (賠償措置額)
原賠法施行令第2条第1号による原子炉の運転	原子力施設賠償責任保険契約	<p>保険証券記載の施設において保険期間中に発生した事故により原子力損害が生じたことを理由とする法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害。ただし、次に掲げる(1)～(4)の原子力損害を除く。</p> <p>(1) 地震、噴火又は津波によって生じた原子力損害 (2) 正常運転によって生じた原子力損害 (3) 事故発生日から10年経過後、被保険者に損害賠償請求が行われた原子力損害 (4) 被保険者の故意、その他保険証券・約款に記載された免責事由によって生じた原子力損害</p>	1,200億円
	原子力損害賠償補償契約	<p>契約証書記載の原子炉の運転等により与えた原子力損害で次に掲げるもの。</p> <p>(1) 地震、噴火又は津波によって生じた原子力損害 (2) 正常運転によって生じた原子力損害 (3) その発生の原因となった事実に関する限り責任保険契約によってうめることができる原子力損害であって、当該事実があった日から10年を経過する日までの間に被害者から賠償の請求が行なわれなかったもの(当該期間内に生じた原子力損害については、被害者が当該期間内に賠償の請求を行なわなかったことについてやむをえない理由がある場合に限る。)</p>	1,200億円
原賠法施行令第2条第18号による核燃料物質等の運搬	原子力輸送賠償責任保険契約	<p>保険証券記載の核燃料物質等の輸送中に当該核燃料物質等により発生した事故による原子力損害が生じたことを理由とする法律上の損害賠償責任または保険証券記載の契約上の損害賠償責任を負担することによって被る損害。ただし、次に掲げる(1)～(4)の原子力損害を除く。</p> <p>(1) 地震、噴火又は津波によって生じた原子力損害 (2) 正常運転によって生じた原子力損害 (3) 事故発生日から10年経過後、被保険者に損害賠償請求が行われた原子力損害 (4) 被保険者の故意、その他保険証券・約款に記載された免責事由によって生じた原子力損害</p>	40億円
	原子力損害賠償補償契約	<p>契約証書記載の原子炉の運転等により与えた原子力損害で次に掲げるもの。</p> <p>(1) 地震、噴火又は津波によって生じた原子力損害 (2) 正常運転によって生じた原子力損害 (3) その発生の原因となった事実に関する限り責任保険契約によってうめることができる原子力損害であって、当該事実があった日から10年を経過する日までの間に被害者から賠償の請求が行なわれなかったもの(当該期間内に生じた原子力損害については、被害者が当該期間内に賠償の請求を行なわなかったことについてやむをえない理由がある場合に限る。)</p>	40億円
原賠法施行令第2条第19号による核燃料物質等の運搬	原子力輸送賠償責任保険契約	<p>保険証券記載の核燃料物質等の輸送中に当該核燃料物質等により発生した事故による原子力損害が生じたことを理由とする法律上の損害賠償責任または保険証券記載の契約上の損害賠償責任を負担することによって被る損害。ただし、次に掲げる(1)～(4)の原子力損害を除く。</p> <p>(1) 地震、噴火又は津波によって生じた原子力損害 (2) 正常運転によって生じた原子力損害 (3) 事故発生日から10年経過後、被保険者に損害賠償請求が行われた原子力損害 (4) 被保険者の故意、その他保険証券・約款に記載された免責事由によって生じた原子力損害</p>	240億円
	原子力損害賠償補償契約	<p>契約証書記載の原子炉の運転等により与えた原子力損害で次に掲げるもの。</p> <p>(1) 地震、噴火又は津波によって生じた原子力損害 (2) 正常運転によって生じた原子力損害 (3) その発生の原因となった事実に関する限り責任保険契約によってうめることができる原子力損害であって、当該事実があった日から10年を経過する日までの間に被害者から賠償の請求が行なわれなかったもの(当該期間内に生じた原子力損害については、被害者が当該期間内に賠償の請求を行なわなかったことについてやむをえない理由がある場合に限る。)</p>	240億円